

別紙

「フィルムカメラを使用した場合の
写真管理基準（案）」

平成29年6月

広島県

1. 総則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影から提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。

- └ 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む）
- └ 施工状況写真
- └ 安全管理写真
- └ 使用材料写真
- 工事写真 — 十 品質管理写真
- └ 出来形管理写真
- └ 災害写真
- └ 事故写真
- └ その他（公害，環境，補償等）

2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 測点（位置）
- (4) 設計寸法
- (5) 実測寸法
- (6) 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工

「TS を用いた出来形管理要領（土工編）」（平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号，国総公第 85 号）による出来形管理を行った場合には，出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について，公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は，撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について，完成後測定可能な部分については，出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し，後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は，出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-5 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは次のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは，サービスサイズ程度とする。ただし，監督職員が指示するものは，その指示した大きさとする。

2-6 留意事項

写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表の適用について，次の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」，「撮影頻度」などが工事内容に合致しない場合は，監督職員の指示により追加，削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については，ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については，出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう，特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には，写真と同時に見取り図（撮影位置図，平面図，凡例図，構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

工事写真として，撮影写真の原本及び工事写真帳を各 1 部提出するものとし，その整理方法などは次によるものとする。

(1) 撮影写真の原本

撮影写真の原本とは、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。

(2) 工事写真帳

工事写真帳は、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

4. その他

写真管理基準（案）撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。